

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県岩船郡朝日村

2. 構造改革特別区域の名称

朝日村活性化特区

3. 構造改革特別区域の範囲

新潟県岩船郡朝日村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

朝日村は新潟県の東北部に位置し、東は磐梯朝日国立公園の稜線を境に山形県と接し、北は本県山北町、南及び西は村上市に接し、三方山々に囲まれた盆地である。総面積629.32平方kmと広大であるが、このうち林野が94.8%（うち国有林65.2%）を占め、農用地は30平方kmとわずか4.8%である。主峰朝日連邦を源とする三面川、高根川沿えの平坦地に46集落が点在する。

(2) 気候

温暖、多湿、豪雨地帯という典型的な日本海性気候帯に属しており、降水量は年間2,000mm/mを越えている。冬期間の降雪は、南西部の平坦地で50~100cm、山間地で150~200cm程度に達し、また降雪期間も11月中旬から3月下旬までに及び主要産業である農林業をはじめ通勤通学等住民の生活全般に与える影響は極めて大きい。このため、村をあげての克雪対策が行われている。

(3) 人口

本村の人口を国勢調査で見ると、昭和35年~40年で8.4%減、昭和40年~45年で8.5%減、昭和45年~50年で5.5%減、昭和50年~55年で1.3%減、昭和55年~60年で1.8%減、昭和60年~平成2年で4.2%減、平成2年~7年で1.4%減、平成7年~12年で5.5%減となっており、人口構成をみると若年者人口（15歳~29歳）が全人口に対する比率は、昭和55年の18.2%から平成12年には13.1%と5.1%減少した。反面、高齢者人口（65歳以上）の比率は、昭和55年の13.8%から平成12年には28.3%と大幅

に増加し、高齢化社会が進んでいる。

さらに、出生率の低下、若年層の村外流出などで「地域の担い手」となる若者が少ないため、地域社会の活力が低下し、その維持機能等が懸念されている。

(4) 林業

本村の産業は立地条件から農林業が基幹産業となっている。農業は農家1戸当たりの平均耕作面積は約1.32haと経営規模は零細であり、水稻単作が主で畑作は自給用程度である。また、専業農家は全農家数に対して6.6%と少なく、ほとんどの農家ではサラリーマンや日雇いなどの農業外所得に依存している。

林業は農業と並んで本村の中心的産業であるが、公有林、共有林が大半を占めており、個人保有面積は比較的小規模である。素材生産の基盤となる民有林の人口林率は24.7%であり、その所有形態も5haの森林が67%を占めている。

少子高齢化、若年層の村外流出により農林業者の減少が耕作放棄につながり、それが要因で農地の荒廃が進み農村としての機能が低下しつつ現状にある。

(5) 地域づくり

これらの状況が年々拡大・表面化し、村民の心にふるさとの将来への不安が募る中、本村の中心部から北東へ約13km離れた山間地域で最奥地の高根集落の20歳～50歳代の有志46人が、過疎化に歯止めをかけるため豊かな自然、資源を活用した地域づくりを進めようと平成8年に「高根フロンティアクラブ」を立ち上げた。

地域づくり専門アドバイザーを講師に研修会、集落内の小学生～お年寄りを巻き込んでのワークショップの開催、宝探し等を積み重ねビジョンを策定した。各種企画の一つに統合により廃校になった旧高根小学校の校舎を改築し「地域づくり」のステーションとして再活用を図ることにした。そして、平成15年10月11日に山のおいしさ学校「食堂I R O R I」をオープン。食材は集落産にこだわり、イワナ、山菜、ソバ、昔からの高根料理を売り物にしている。オープン当初は宣伝効果もあり新潟市などの都市圏からの入り込み客が多かったが、昨年の8月頃から横ばい状態にある。このためパン焼き、ソバ打ち体験施設も整備し、小中学校の総合学習等広く利用を呼びかけている。

中山間地域の活性化には、農林水産資源の活用が最も重要な課題であり、農業者が基幹となる米を活用した新しい特産品を生産することで冬期間休業の食堂「I R O R I」を通年営業にしたいと、大きな目標を掲

げ努力しているところである。

「高根フロンティアクラブ」の地域づくりが起爆剤となり、平成16年度から村内36集落で各々の個性を発揮し、住民自らが誇りのもてる地域社会づくりのための事業（集落活性化事業）に取り組んでいる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当村では自然的・地形的条件の厳しさや米の生産調整の強化、農地及び森林所有者の高齢化等から農家戸数が依然として減少傾向にある。また、過疎・高齢化のため耕作放棄による農地の荒廃が進んでいる。このことは地域農業及び経済に深刻な影響を与えるだけでなく、地域の活力低下とともに、国土・自然環境の保全、水源のかん養等山村としての機能が低下しかねない現状にあるが、このため、農林業の後継者育成が急務となっている。こうした課題を克服し魅力ある村づくりを進めていくために、現在集落営農組織及び生産組織の強化に努めており、地域全体で農地の有効利用、資源、文化等の多面的な視点から解決方法を探るための研究に取り組んでいる。

そこで、当村の地域資源を活かしながら本構造改革計画に取り組むことで、これがきっかけとなり村、農協、農林業団体及び多くの農林業者の意識改革につながり、住民自らが誇りのもてる地域社会づくりのための事業が促進される。また、濁酒の製造事業は新たな観光資源として期待でき、地場の農林水産物の消費拡大や新たな起業への起爆剤となり、村民の自発的な行動が誘発されることにより遊休農地の有効活用やグリーンツーリズムなど地域活性化を推進する他事業と関連させ、明日へ希望のつながる村づくりを実践していくことができるとともに、自然と農林業との特性を相互に補完させ合いながら都市と農山村の共生・交流を進めることで交流人口の増加が図られ、地域経済の活性化に資することが重要な意義と考える。

6. 構造改革特別区域計画の目標

当村は豊かな自然、広大な農地そこから生まれる高品質な農産物、古来より受け継がれる伝統文化など豊富な地域資源を有している。これらの地域資源を本構造改革特別区域計画の中で最大限に活用して、人々の心を潤す豊かな農村環境を保護し、地域を発展させていくため自然や生活の中の知恵を体験観光の素材としてソバの種まき、そば打ち体験、かじか、イワナ取り体験など山間地の魅力を全面にだし、そして都市部から毎年大勢のお客様が訪れて来るような暖かいもてなしと心のふれあいを大切にしながら、地域農業と観光事業を一体化し、連鎖効果により活性化を図る。

具体的な目標としては

新たな特産品による地域活性化

古来より水稲栽培を中心とした農業が当村の経済の基幹となってきたが、冬期間は豪雪により農業活動が困難となるため、農家の多くはスキー場や会社の日雇い人夫として生計を立てている。近隣の村上市には酒造会社があり、そこに働く通年雇用社員と冬期間雇用の村民も多い。銘酒「鈴ヶ滝」は 当村高根奥地の清水から作られている。

米づくりと酒づくりの技術力を、酒税法の特例措置で可能となる特定農業者の濁酒製造に活かすことで「朝日」の濁酒を地域と深く結びついた特産品に位置づけ、山のおいしさ学校「食堂I R O R I」や民宿などで郷土料理の一品に加え観光客に提供することで、農村滞在型交流観光の魅力をさらに高める。さらに、濁酒製造事業が具体的な成果を上げることで、地域農業者に酒米など米の他品種栽培の有用性を示し、濁酒を取り入れた農家民宿への経営参加を促す。

村民の意識改革（守りの農林業から攻めへ）

本村は3,200世帯の内1,595世帯が農家である。先祖代々から受け継いだ農地や山林を「所有しているから作付けをする」というような守りの姿勢が強い。本構造改革特区計画の取り組みにより、それが村民に刺激を与え、やる気を奪い起こさせ地域の再発見と地域資源を活用した新たな地域おこしに繋げる。

すでに、昨年12月の特区及び農家民宿の取り組み説明会后、山間集落の10人が現在1ヘクタールの山ブドウ栽培を5ヘクタール以上に規模拡大し、村で経営する食堂や村内の民宿の泊まり客に「山ブドウで作ったお菓子」を提供したい、と前向きに考えている住民が現れている。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当村の地域資源を活かしながら本構造改革特区計画を実施することにより、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加、観光客の増加が期待され、地域の観光収入の増加が見込まれる。さらに食堂、農家民宿で野菜等の農産物や自家栽培した米を濁酒として観光客に提供することにより、米の消費拡大や地場産物の地産地消に繋がるとともに、農家の副収入としての定着が見込まれる。こういった農家が今後、農業を続けながら民宿や食堂経営に取り組むことも予想される。その結果、以下のように経済的社会的効果が見込まれる。

(1) 入込客数増加に伴う地産地消の拡大

濁酒の特産品化により、村の知名度が上がり観光事業が促進される。そのことにより村全体の入込客数が増加し、他の産物消費拡大にもつながる。

近年における当村全体の入込客数の推移は、下表のとおりであるが濁酒を特産品として売り出すことで、目標の平成20年度には550,000人を見込まれる。

濁酒製造事業者数 (単位：人)

区分	平成15年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
事業者数	-	1	3

村全体の入込客数及び観光関係の売上額

	平成15年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
入込客数(千人)	493	520	550
売上額(千円)	260,000	270,000	300,000

売上額は観光のみ

(2) 経済的効果

特産品開発等により入込客数が増加することで、地域全体に及ぼす経済的な二次・三次波及効果は多大なものと推測される。濁酒を振舞い地元の郷土料理と併せた新たな観光資源として期待でき、地場の農林水産物の消費拡大や雇用の促進及び都市住民との交流から村の宿泊施設、農家民宿等にやる気を奪い起こさせる起爆剤となり、地域の再発見と地域資源を活用した新たな地域おこしに発展し、それが地域の活性化につながるものと期待できる。

農産物生産額 (単位：百万円)

区分	平成15年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
農業産出額	6,609	6,650	6,700

新潟県農林水産統計より

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) あさひさんさんまつりの充実

「あさひさんさんまつり」は、農家が主体となって実行委員会を設立し、行政と連携のもと毎年実施している。農産物の消費拡大と地産地消を目的としたもので野菜、山菜、きのこ、水産加工品、民芸品等農家がつくるありとあらゆるものを一同に展示販売するもので、近年は県外からの来客も多く、大いに賑わっている。

(2) ひまわりフェスティバル

高根フロンティアクラブが高根地内天蓋高原に2haのひまわり園を造成し、観光誘客を図っている。毎年8月の第一日曜日に特設会場で「ひまわりフェスティバル」を開催し、高根産物の展示販売、イワナのつかみ取り等のミニイベントを盛り込み、村内外からの来客者との交流を深めている。

「あさひさんさんまつり」・「ひまわりフェスティバル」は、来場者が山村体験できるシステムになっている。特産品のシルクフラワーづくり体験、山菜等漬け物体験、そば打ち体験、竹とんぼづくり体験、縄文土器づくり体験などメニューも豊富で好評を得ている。今後は、来客者に新たな楽しみを提供するため、特定農業者が製造した濁酒を活用した新体験メニューの開発に地域全体で取り組み、誘客の拡大に努める。

(3) 体験受入れ組織の充実・インストラクターの養成

既存の観光協会、民宿組合、農林業団体と連携を図り専門講師を招いての定期的な研修会・先進地の視察研修、新たな体験メニューの開発と体験プログラムに必要な人材育成のため専門養成講座への受講に努める。

(5) 都市との交流を積極的に推進

当村は東京都清瀬市と姉妹都市の提携をしている。産物交流や文化交流を長年にわたって続けているが、濁酒が大きな目玉の一つになることから今後の交流をさらに積極的に推進する。

また、関東圏に当村出身者で組織された「ふるさと会(会員約900人)」があり、会員をとおして村をPRし、誘客につなげたい。

(6) ホームページを活用した情報受発信

ホームページ等メディアを活用したイベント情報・宿泊情報等の発信と体験者からの意見のは握に努め、新体験メニューの開発と体験プログラムの充実を図る。

別 紙

1. 特定事業の名称

番 号 : 707

特定事業の名称 : 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に關与する主体

(ア) 上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行われる区域

(ア) 新潟県岩船郡朝日村の全域

事業の実施期間

(ア) 上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される施設

(ア) 上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当村の観光施設は、村営のみどりの里（物産会館、食堂、またぎの家、まほろば温泉、健康増進施設「きれい館」）を中心に、ぶどうスキー場、落差55m新潟県一の「鈴ヶ滝」、そして日本で最後の建設と言われたアーチ式の奥三面ダム、また新潟県無形文化財の大須戸能、縄文時代の歴史を変えた奥三面遺跡群の遺物を展示してある「奥三面歴史交流館」等があり、四季を通じて村内外から多くの観光客で賑わう。

多くの観光素材と基幹産業である農林業を組み合わせた観光形態が本村の特徴であり、これを生かすため現在農村滞在型交流観光を推進している

ところである。村営の食堂や民宿等において地元産の農産物、山菜、加工品など地域の特産品を取り入れた郷土の田舎料理と田舎弁が人気を博しており、それが地域の魅力となってリピーターが増えている。

当該規制の特例措置により、旅館や民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料に濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し、濁酒を製造、そして村の特産品として郷土料理に加え、観光客に提供することで集客力向上や交流観光を一層促進することが期待される。さらに、本特区での濁酒製造の事例をもとに地域農業者に濁酒を取り入れた農家民宿経営の可能性を提示し新規参入を促すことで、農業者の副収入の増加を図る。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。